

公益社団法人岐阜南法人会役員の報酬等及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人岐阜南法人会(以下「本会」という。)の定款第24条の規定に基づき、役員報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう
- (2) 常勤役員とは、総会で選任された理事のうち、本会を主たる勤務場所とする者をいう
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう
- (4) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(宿泊費を含む)、手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする

(報酬の支給)

第3条 本会は、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は年額とする。
- 3 役員には、賞与を支給しない。
- 4 常勤役員の退職に当たっては、当該役員の任期に応じ功労金を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 本会の常勤役員の報酬年額は別表第1「常勤役員俸給表」のとおりとし、「常勤役員俸給表」のうちから、会長が理事会の承認を得て、決めるものとする。

- 2 常勤役員に対する功労金は、別表第2「常勤役員功労金手当の算出要領」に定める算式により算出される額とする。

(報酬の支給日)

第5条 報酬は、年間報酬額を12ヶ月で除した額を月額として支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。

(報酬の支給方法)

第6条 報酬等は通貨を以って本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(通勤費)

第7条 常勤役員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給することができる。

(費用)

第8条 本会は、役員がその職務の執行に当たって負担した費用(実費)については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって概算額を支払い、費用の支払が終了したものは遅滞なく精算しなければならない。

2 前項の費用は支払い実費の額に限る。

(公表)

第9条 本会は、この規程を以って、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て総会の決議をもって行う。

(補足)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成24年4月1日公益法人の登記の日から施行する。

別表1 常勤役員報酬金額

常勤役員の総報酬金額は、年間600万円以内とする。

別表2 常勤役員の退職金支給基準

最終月額報酬金額 × 勤続年数 × 0.8

※ 勤続年数 4年未満については、不支給とする。

附 則

1 この規程は、平成24年4月1日公益法人の登記の日から施行する。

2 この規程は、令和 2年5月27日から施行する。

以下余白